

市第 193 号議案

横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例の廃止

横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例を廃止する条例

横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例（昭和44年 4 月横浜市条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

所期の目的が達成されたため、横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例を廃止したいので提案する。